

問い合わせ先  
 県土マネジメント部建設業・契約管理課  
 公共工事契約管理係  
 0742-27-7425

## 平成30年度 第2回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成30年10月31日（水） 奈良商工会議所 4階 小ホール	
委員	委員長 池田 辰夫 福井 英之 藤平 眞紀子 槇村 久子 三浦 晴彦	
審議対象期間	平成30年4月1日～平成30年7月31日	
抽出案件	7 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況等について説明
一般競争入札	7 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 以 降 参 照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容もなく、概ね妥当であると考えます。</p> <p>○今後とも入札制度の不断の改革に努めることとし、更なる競争性・透明性・公平性を確保し、技術評価を絡めるなどの方法により、県内優良業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達が確保されるよう、引き続き検討・見直しを進めていただきたい。</p> <p>○今後も県民の信頼に耐えうる入札制度の更なる改善に努めていただきたい。</p>	

質 問	回 答
<b>案件1(御所市(大淀町)地区 道路・河川小規模維持修繕工事 (道路施設維持修繕事業 他))</b>	
○緊急性の高い工事が偶然重なったため、この工事を発注することになったのか。	●小規模維持修繕工事は、緊急対応が必要となる際に即時に対応してもらうため、各年度始めに、年間を通じての一括契約として発注している。
○業務の内容からして、応札者が1者のみというのも納得できるが、そもそも、当該入札に参加できる資格を有する業者は何者いるのか。	●参加可能な業者は4者いる。今回は1者のみの入札であるが、この事業の特徴として、24時間、広範囲にわたり、内容も未定、ということから、地元業者の機動力に加え、技術者が常に確保可能である必要もあり、非常に限られてくる。
○年間を通じての契約金額ということであるが、その年により対応業務量の変動があるのではないか。	●予定価格は、過去数年の実績を元に算定するが、あくまで目安としての金額である。結果的に出勤が少ない場合は年度末に精算するし、あまりに多くなる場合は別工事として入札することになる。
<b>案件2(主要地方道天理王寺線 長楽工区(仮称)曾我川橋上部工事(防災・安全交付金事業(道路改良(国補正)))</b>	
○鋼橋上部工と下部工を分割発注することにより、工期が長くなったりコストが上がる等の懸念はないか。	●鋼橋上部工と下部工は全く異質の工事である。上部工は非常に専門性が高い業務であり、もし上下一式で発注すると、さらに参加業者が少なくなる。一方、下部工は一般的な土木工事であり、県内業者でも受注可能なため、多様な業者に受注機会が行き渡ることとなる。このケースでは、分離することによる大幅な工事の遅滞は考えにくい。
○全国的には、一括発注と分割発注のどちらが主流か。	●全国的にも分割発注が一般的であると思われる。
<b>案件3(一般国道309号 信号機設置工事(道路施設維持修繕費))</b>	
質問なし	
<b>案件4(一般国道168号・熊野川他 道路・河川小規模維持修繕工事(道路施設維持修繕事業他))</b>	
○当該入札に参加できる資格を有する業者は何者いるのか。	●Aランク(A1含)の業者が10者。Bランクは9者いる。
○JVで落札しているが、このJVは経常JVか、特定JVか。	●経常JVではない。この工事に特定するJVである。
○地域的に広範囲なため、北部・中部・南部の業者がそれぞれの地域を受け持っているような形とのことであるが、そもそも広範囲なら工事を分割して発注してはどうか。	●分割した場合、その3者がそれぞれ応札するとも限らない中で、昨年度も同一の構成員からなるJVのみが応札し、受注していたのが現状。
○そもそもJVを前提とした入札か。	●単独での入札も可能であるが、結果的には2年続けてJVでの応札となっている。
<b>案件5(一般国道168号 阪本工区 (仮称)阪本トンネル南坑口法面工事(地域連携道路事業(南部・東部)))</b>	
質問なし	

質 問	回 答
<b>案件6(大台ヶ原自然再生施設整備工事)</b>	
○落札率が5割以下でも安全に工事が施工可能とのことであるが、元々の積算が高すぎたということか。国の直轄事業の施工委任の場合は、国から金額の提示もあるのか。	●国の予算は示される。積算は県の手法で行うが、環境省の積算手法も参考にしている。
○落札決定後、業者に適正な施工が可能か確認したのか。	●低入札価格調査制度の対象となる工事ではないが、やはり落札率が低かったため、落札業者にヒアリングを行った。その結果、一般管理費等を抑えて経費を節減していることが判明した。ただ、昨年度も同一の業者が低い落札率で落札しているが、工事の施工内容も工期も良好で、かつ、経営状況も良いため契約することとした。
○落札率が低いということで、改めて積算プロセスを見直す等は行ったか。	●当初より積算は何度もチェックしている。応札業者によっては9割近い金額を入れている者もあり、積算そのものが問題であるとは考えていない。
○もし調査の結果、適切な工事が行えないと判断した場合はどのように対応するのか。	●低入札価格調査制度の考え方を踏まえて部内で検討した上で対応することとなる。
○一般管理費を抑えているということは、その者の従業員にしわ寄せがいつているのではないか。	●今回はどうしても取りたかったとのこと。
○落札業者の経営状況を落札決定時に確認するなどの対応は取っているのか。	●取っていないが、そもそも、経営事項審査をクリアしていないと公共工事の受注はできず、一定以上の経営状況がないと入札参加資格業者にもなれないことから、基本的には担保されていると考えている。
<b>案件7(NAFICを核とした賑わいづくり事業 NAFICセミナーハウス造成工事)</b>	
○技術評価点と入札額のウエイトはどのようなものか。	●評価値は技術評価点／入札額で決めている。
○ほぼ全者が同額での入札である。予定価格や最低制限価格を事前公表すること自体が問題ではないか。	●平成20年度の談合事件、職員逮捕事件を契機に、本県では、再発防止のため、予定価格及び最低制限価格を事前公表としている。全国的にも情報漏洩による事件が絶えない中、そのような事件を阻止する観点からこのような対応を続けているところである。